

意見書案第5号

平成27年9月28日提出

提出者 松山市議会議員 武井 多佳子
杉村 千栄
小崎 愛子
梶原 時義

平成27年9月30日 否決

安全保障関連法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書について
安全保障関連法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書を次のとおり提出する。

記

安全保障関連法の強行採決に抗議し、廃止を求める意見書

2015年9月19日、参議院で集団的自衛権の行使を可能にする安全保障関連法案が強行採決された。私たちは「言論の府」自ら言論を封じた安倍政権の暴挙に強く抗議する。

安全保障関連法は多くの憲法学者から違憲と言われている。歴代内閣法制局長官、さらに元最高裁判所長官を含む最高裁判所判事経験者が違法性を指摘したことは深刻に受け止めるべきである。

8月30日、12万人の人々が国会を包囲した。ここ愛媛でも9月12日1,200人が集まって反対の声を上げた。全国各地で世代も立場も超えて安全保障関連法反対の声を上げている。

このような状況にありながら、安倍首相に「右へ倣え」で突き進む現政権に、これが全体主義かと震撼させられた。戦争を体験した方々があの時代をほうふつさせると反対の声を上げている。暑い6月18日、瀬戸内寂聴さんが体調不良を押して車椅子で国会前において「いい戦争はない、人殺しだ」と発言された。この叫びにも耳を傾けない政権がどれほど「国民を守る」ことができるのか、大いに疑問である。憲法も学問も国民の声も無視する政府が「反立憲主義、反知性主義、反民主主義」と批判されるのは当然のことである。

憲法第98条「この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅(しようちよく)及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」に照らし、憲法違反の法案を上程すること自体問題であるが、国会における一貫性のない審議の中で法の矛盾や不備が露呈した。

第一は、日本が攻撃を受けていなくても他国への攻撃で国の存立を脅かす明白な危険「存立危機事態」と認められれば、自衛隊が海外で武力行使できるとしていたが、その想定事例として上げていた中東ホルムズ海峡の機雷撤去は今の情勢では現実的なものではなかった。また、日本人を乗せた米艦を守る例も日本人が乗っていることが絶対的要素ではないとか、乗っていない船を守ることもあるとか、答弁は二転三転した。想定事例が崩れ、何が「存立危機」を認める根拠なのかわからないまま、「内閣の判断」に委ねられ、「我が国に戦禍が及ぶ蓋然性は、攻撃国の様態、規模、意思などについて総合的に判断する」という曖昧な議論となった。

第二は、地球のどこでも米軍等の後方支援が可能になる「重要影響事態」については、「放っ

ておけば日本が攻撃されてしまう状況」と説明し、定義が定まらず、最後は「事態の規模、態様、推移を総合的に勘案し、個別具体的に判断する」と、また時の政府の判断に委ねられた。

第三は、「重要影響事態」や「国際平和共同対処事態」と政府が判断すれば、派遣できる自衛隊の後方支援活動は、「現に戦闘が行われていない場所」以外なら可能になる。ここでも後方支援は「国際的には戦闘行為に不可欠な兵たんだ」と批判され、輸送する物資にも制限がなく、核兵器もクラスター爆弾も劣化ウラン弾も法的に制限されていないというずさんさが明白になった。

今、国民の8割が審議は不十分と答えている。また、世論調査では半数以上が安全保障関連法に反対である。国民の理解も賛同も得られないまま、押し進めることは断じて許されない。

さて、大量破壊兵器があるという大義を振りかざして2003年アメリカが起こしたイラク戦争では、結局大量破壊兵器は見つからなかった。曖昧な情報によって子どもや女性など多くの市民が犠牲となったことを忘れてはならない。参戦したイギリスでは、検証の結果ブレア首相が責任を問われて退陣に至っている。日本はどうだろうか。いち早く賛同を宣言し、イラク特措法に基づき、自衛隊をサマワに派遣した。大量破壊兵器という大義が失われてもイラク戦争へ加担したことへの検証さえできていない。国会審議で派遣自衛官の29人が自殺する犠牲を生んでいたことが明らかになった。説明責任は全く果たされていない。このように責任追及もできない政府に安全保障関連法を審議する資格はないものとする。

今度は国際情勢の変化という大義を振りかざして、集団的自衛権を行使しようとしている。いつの時代も国際情勢が一定であるはずはない。綱渡りのような中でぎりぎりの外交努力を行うことこそ政治である。抑止力の名の下、軍拡競争と軍産複合体というスパイラルに陥れば、防衛費は膨らみ、世界に類を見ない超少子高齢社会への福祉予算をさらに圧迫していくことが懸念される。『アベノミクス』を掲げて、武器輸出三原則を壊し、命を危険にさらす武器産業にまでどっぷりつかろうとしている政策と背中合わせの安全保障関連法に断固反対する。

戦争が耐えない世界において、アメリカに追随して戦争に向かうのではなく、70年前世界に宣言した恒久平和主義を守ってきたその経験を世界に発信することこそ日本にしかできない使命と考える。

以上のことから、私たちは憲法も学問も国民の声も無視する「戦争法」を廃止することを再度求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内 閣 官 房 長 官
外 務 大 臣
防 衛 大 臣